

# 業務部速報



No. 70

発行 19. 3. 19

JR東労組 業務部

## 申16号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外および公休日の労働に関する協定」等に関する申し入れ その2

### 第3項

1ヵ月100時間未満（法定休日労働含む）、2ヵ月から6ヵ月まで平均して80時間以内（法定休日労働含む）の要件を満たすことを労使双方で確認するためのチェックボックスが新設されるが、チェックの方法などを明らかにすること。また、チェックの際は協定締結者と確認の上、記入すること。

（組合）チェックボックスをチェックするのは誰か。

（会社）会社が責任をもって行う。…協定の中に公休日労働、特別延長も含めて80時間しか時間外労働が出来ないからチェックできる。

（組合）このチェックボックスにチェックを入れるのは労働者側も満たしていると確認することが大事である。会社がチェックしたよということではなく労働者側も確認出来ることが大事である。

（会社）締結当事者には説明はする。説明した上でチェックする。

### 第4項

36協定第3条で規定する特別延長時間は現行のまま35時間とすること。

（組合）35時間にした理由は何か。

（会社の主な回答）

- ・80時間を超えると内臓疾患等のリスクが増す。
- ・法改正においては単月で100時間、複数月で80時間を超えられないということから80時間を上限としてやっていきたい。延長時間は加えて35時間でただし公休日労働も含めてとした。

### 第5項

過半数代表者選出にあたっては、民主的な選挙手続を行うこと。

（組合）通達が出ていると聞いている。その中の不適切な手続きの禁止ということで7項目ある。その内容を教えて頂きたい。

（会社）(1)十分な周知期間を設けず選出手続きを行うこと。(2)投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対照させ、投票内容を把握すること。(3)投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと。(4)開票前に投票内容を確認すること。(5)事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと。(6)社員親睦会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になること。(7)選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名すること。

（組合）この7項目に該当する部分が発生している。専従休職者が投票できなかった。

（会社）仮に連絡が出来なくて、漏れてしまった場合、本来なら公正に有権者にお知らせをするもの。途中で分からなかったなら、基本、選出手続きのやり直しを大前提に対処する。その上で結果等が出ている場合で、再投票に及ばないということもあるが、基本はやり直すことも見地において、極力公正なところに戻して手続きを踏むように指導はしている。

（組合）通達に基づいて正当に行われるべきである。

全組合員と共に働きやすい職場をつくり出そう!!